発第104号 令和6年3月1日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(保管店における現金受払用)」 等の一部改正について

今般、現金関連取引専用当座勘定を利用した現金の受払に関し、所要の準備が整ったことから、勘定店に加え、保管店、直送場所および市中流通拠点での受払についても利用可能とすることとしました。

これに伴い、下記1.から3.までの細則をそれぞれ別紙1から別紙3までのとおり 一部改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

一 改正後の細則につきましては、本日、本ホームページに掲載します。

記

- 1.「日本銀行が行う現金の受払に関する細則 (保管店における現金受払用)」 ・・・・ 別紙1
- 2.「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」 ・・・・ 別紙2
- 3. 「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する 細則 (市中流通拠点利用先用)」 ・・・・ 別紙 3

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(保管店に おける現金受払用)」中一部改正

○ はじめに を横線のとおり改める。

はじめに

本細則は、保管店における現金による当座勘定への入金および当座勘定からの払戻に伴う現金受払に関する事務取扱を定めたものです。

本細則において、取引先は日本銀行に対し、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した寄託券の払出を行うことを申出た取引先(オンラインによる寄託券利用先)となります。

保管店における現金による当座勘定への入金および当座勘定への払戻に伴う現金受払を行うに当たっては、当座勘定規定、「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」(以下「現金受払規則」といいます)等を遵守するほか、本細則に従ってください。保管店における現金による当座勘定への払戻を受ける場合には、日本銀行が特に指示した場合を除き、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」および「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(保管店)に関する規則・同特則」、または「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」に定めるところにより、日本銀行金融ネットワークシステムを利用してください。

今後、本細則の内容に変更がある場合には、その都度日本銀行から通知しますので、 適宜補正のうえ利用してください。

- 2. (5) ハ. を横線のとおり改める。
- 2. 現金の受入
- (5) 事前通知
 - ハ. 受入に関する勘定店への事前通知(取引先)

取引先は、銀行券による当座勘定への入金を行う場合には、前営業日の午後 4時までに、当座勘定入金票および銀行券受入依頼書を勘定店にファクシミリ 送信等の方法により提出してください。

当座勘定入金票の記入に当たっては、右上部余白に「寄託券」と付記してください。

銀行券受入依頼書の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。



- ・現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、取引先名欄に、取引先名に加え、【〇〇店管下】(〇〇店は勘定店名)を記入してください。
- 略(不変)

- 3. (4) ロ. および (5) ロ. を横線のとおり改める。
- 3. 現金の払出
- (4) 事前通知
 - ロ. 払出に関する勘定店への事前通知(取引先)

取引先は、銀行券による当座勘定からの払戻を行う場合には、前営業日の午後4時までに、当座勘定払戻確認情報記入票および銀行券払出依頼書を勘定店にファクシミリ送信等の方法により提出してください。

当座勘定払戻確認情報記入票には、右上部余白に「寄託券」と付記してください。

銀行券払出依頼書の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。



- ・<u>現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、取引先名欄に、取引先名に</u>加え、【〇〇店管下】(〇〇店は勘定店名)を記入してください。
- 略(不変)

(5) 払出手続

- ロ. 受渡先は、保管店がご案内した窓口にて銀行券を受領してください。その際、 受渡先は、受渡先名、受付番号・暗証番号(「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(保管店)に関する規則・同特則当座勘 定払戻確認情報記入票」に定める所定の受付番号・暗証番号)、払出を受ける銀行券の合計金額および種類別内訳金額を保管店に申し出てください。
- 書式第2号中、(注) 1. を削り、(注) 2. を(注) とする。
- 書式第6号中、(注) 1. を削り、(注) 2. を(注) とする。

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

○ はじめに を横線のとおり改める。

はじめに

本細則は、日本銀行が「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」(以下「現金受払規則」といいます)第3条に規定する「日本銀行が特に認めた場合」として行う取引先の営業所等内または取引先から貨幣取扱業務の委託を受けている業者の事業所等構内における当座勘定の入金または払戻に伴う貨幣の受払について定めたものです。

本細則において、取引先は日本銀行に対し、日本銀行金融ネットワークシステムを 利用した貨幣の払出を行うことを申出た取引先(オンラインによる直送払先)となり ます。

取引先の営業所等内または取引先から貨幣取扱業務の委託を受けている業者の事業所等構内における当座勘定の入金または払戻に伴う貨幣の受払に当たっては、当座勘定規定、現金受払規則等を遵守するほか、本細則に従ってください。

貨幣の払出を受ける場合には、日本銀行が特に指示した場合を除き、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」および「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(直送場所)に関する規則・同特則」、または「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」に定めるところにより、日本銀行金融ネットワークシステムを利用してください。

今後、本細則の内容に変更がある場合には、その都度日本銀行から通知しますので、 適官補正のうえ利用してください。

- \bigcirc 3. (1) = および (2) = (ハ) を横線のとおり改める。
- 3. 受直送または直送払の手続
- (1) 事前の手続
 - 二. ロ. の送信を受けた取引先は、受直送または直送払の実施日の前営業日の午後 4時までに、受直送の場合は当座勘定入金票および入金内訳(貨幣・通常貨) を、直送払の場合は当座勘定払戻確認情報記入票および支払金内訳を業務オン ラインによる送信、ファクシミリ送信、郵送または勘定店における手渡し等の 方法により勘定店に提出してください。

<受直送の場合>

当座勘定入金票および入金内訳(貨幣・通常貨)には、右上部余白に「支払元貨幣受直送」と付記してください。また、入金内訳(貨幣・通常貨)の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。



・ 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、「コード番号<7桁>・ 取引先名」欄に、取引先の金融機関等店舗コードおよび名称に加え、【〇 〇店管下】(〇〇店は勘定店名)を記入してください。

<直送払の場合>

当座勘定払戻確認情報記入票および支払金内訳には、右上部余白に「支払 元貨幣受直送」と付記してください。また、支払金内訳の記入に当たっては、 以下の事項に留意してください。



・ 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、「コード番号<7桁>・ 取引先名」欄に、取引先の金融機関等店舗コードおよび名称に加え、【〇 〇店管下】(〇〇店は勘定店名)を記入してください。

(2) 当日の手続

口. 直送払

(ハ) 取引先の授受責任者は、受付番号・暗証番号(「日本銀行金融ネットワーク システムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(直送場所)に関する規則・同 特則当座勘定払戻確認情報記入票」に定める所定の</u>受付番号・暗証番号) およ び払戻金額(貨種別および合計)を申し出てください。日本銀行は申し出てい ただいた内容を照合します。 ○ 書式第1号を横線のとおり改める。

書式第1号

(日付)

日本銀行〇〇支店 御中

(当座勘定取引先)

(責任者) 印 ^(注1)

直送場所希望届

下記の場所を日本銀行が行う受直送または直送払の直送場所として希望します。

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を直送場所で行うにあたっては、日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則ベオンラインによる受払編>、<u>当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(直送場所)に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(直送場所)に関する特則</u>
(注2) その他の規則規定等ならびに貴行が将来制定し、または変更する規則規定等に従います。

記

(名 称) (注23)

(所在地) (注34)

(レイアウト)^(注4<u>5</u>)

(利用開始希望月) (注56)

以上

(注1) 略(不変)

(注2) 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、それ以外の場合には「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(直送場所)に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(直送場所)に関する特則」と記入してください。

(注2<u>3</u>) (注3<u>4</u>) (注4<u>5</u>) (注56) 「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則 (市中流通拠点利用先用)」中一部改正

○ はじめに を横線のとおり改める。

はじめに

本細則は、「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」(以下「現金受払規則」といいます。)に規定する市中流通拠点における当座勘定の入金および払戻に伴う貨幣の受払に関する事務取扱を定めたものです。

市中流通拠点における当座勘定の入金および払戻に伴う貨幣の受払を行うに当たっては、当座勘定規定、現金受払規則等を遵守するほか、本細則に従ってください。 貨幣の払出を受ける場合には、日本銀行が特に指示した場合を除き、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」および「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する規則・同特則」、または「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」に定めるところにより、日本銀行金融ネットワークシステムを利用してください。

今後、本細則の内容に変更がある場合には、その都度日本銀行から通知しますので、 本細則を適宜補正のうえ、利用してください。

- 2.(3) ロ.(ハ)を横線のとおり改める。
- 2. 利用承認等
- (3)利用承認の取消し
 - ロ. 日本銀行からの利用承認の取消し
 - (ハ) 日本銀行は、利用先が本細則、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する規則」および、「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する特則」および「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」その他の規則規定等ならびに日本銀行が将来制定し、または変更する規則規定等に違反した場合には、(ロ)に定める場合に該当するものと判断し、利用承認を取消すことがあります。

○ 書式第1号を横線のとおり改める。

書式第1号

(日付)

日本銀行 殿注1

(取引先名)

(代表者名) 印注2

利用申込書

当方は、貴行の示す利用先要件を全て満たしていますので、当座勘定取引に伴う貨幣の受払を 年 月 日^{注3}から、 ^{注4}で行うことを承認されたく、申込みます。

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を 本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する特則

造5 その他の規則規定等ならびに貴行が将来制定し、または変更する規則規定等に従うほか、他の金融機関との貨幣の自主融通を積極的に行うよう努めます。

以 上

注1 注2 注3 注4 **略**(不変)

注 5 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には「現金関連取引専用当座勘定における当座 勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、それ以外の場合には「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する特則」と記載してください。

\bigcirc	事士等の	ロナサ増の	レナンか	みみて
\cup	青八界の	号を横線の	こわり	以める。

書式第3号

市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表(月次・速報) < 月分>

(日付)	
(利用先名) ^{注1}	
(部署・連絡責任者名) ^{注12}	
(連絡先<電話・FAX>)	

▽ 受入·払出希望量 ^{注23}

(単位:袋)

略 (不変)

連絡先:略(不変)

<u>注1</u> 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、利用先名に加え、【○○店管下】(○○店は 勘定店名) を記入してください。

注 <u>12</u> 注 <u>23</u> 略 (不変) ○ 書式第4号を横線のとおり改める。

書式第4号

	市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表(週次)				
	(/	日<月> ~ / 日<	金>)		
		(日付)			
		(利用先名) ^{注1}			
		(部署・連絡責任者名) ^{注±2} _			
		(連絡先<電話・FAX>) _			
【受入】 ^{注2<u>3</u>}			(単位:袋)		
		略(不変)			
【払出】 ^{注23}			(単位:袋)		
		略(不変)			

連絡先:略(不変)

<u>注1</u> 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、利用先名に加え、【○○店管下】(○○店は <u>勘定店名)を記入してください。</u>

注 <u>12</u> 注 <u>23</u>] 略 (不変)